

【ABC 消費者情報 Vol. 119】

◎「電子マネーで支払いせよ」にご注意！

最近、コンビニで購入できる電子マネーを使ってお金を払わせる架空請求が増えてい
ます。電子マネーでの高額な支払いを要求された場合は、消費生活センターにご相談くださ
い。

■相談事例

○携帯電話にSMS（ショートメッセージサービス）で「利用履歴があり料金未納。今日
中に連絡がない場合、法的手段をとる」とあった。電話をすると高額な料金を請求され
たが、「支払った後で、9割は返金する」と言われ、コンビニで電子マネーを購入しカ
ード記載の番号を電話で伝えたが、その後、返金の連絡がない。

■アドバイス

○コンビニ等で購入できる◇△ギフト券などのプリペイド型電子マネーは、カードが手元
にあっても記載の番号が分かれば誰でも使うことができます。
○高額な電子マネーの即時購入を迫られたり、記載番号の写真を送らせたりするなど、不
審に感じたら、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel: 188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611